

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	児童保護費等負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者		
事業開始年度	昭和23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			川鍋 慎一		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条			関係する計画、通知等	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生事務次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)					
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、自殺対策、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	身体的虐待や養育放棄等虐待を受けた社会的養護を必要とする児童等を、児童福祉法の規定に基づき、児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、専門的知識を要する職員等により、個々の児童等の状態等を勘案しつつ、家庭的な環境の中できめ細かなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し、国がその1/2を負担する。 ・実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を管理する町村 ・補助率:1/2(ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設においては、市町村1/4、都道府県1/4、国1/2の補助率となる。)									
実施方法	負担									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	90,788	95,857	107,613	114,003	114,187			
		前年度から繰越し	-	1,046	1,261	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	90,788	96,903	108,874	114,003	114,187			
	執行額	89,365	92,867	104,742						
	執行率(%)	98%	96%	96%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標			家庭的な環境の中での支援の充実を図ることにより、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援すること。 平成25~27年度においては、「児童福祉法」に基づき、虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立に寄与している。						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績			代替目標	代替指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度
家庭的な環境の中での支援の充実を図るために、小規模グループケアの推進を図ること。			小規模グループケア実施箇所数	箇所	943	1,078	1,218	-	-	
			実績	箇所	-	800	1,014	-	1,870	
			目標値	箇所	-	135	120	-	-	
			達成度	%	-					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	措置児童数			活動実績	人	43,856	43,764	43,032	-	
				当初見込み	人	47,176	47,418	48,060	48,532	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X/Y			単位当たりコスト	円	2,037,704	2,121,988	2,434,044	2,349,018	
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度措置児童数(人)」			計算式	X/Y	89,365,561/797/43,856	92,866,676/556/43,764	104,741,768/357/43,032	114,002,531,000/48,532	
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	児童保護費負担金	110,824	110,824	・対象児童数の増 ・1人あたり医療費単価の増 等						
	児童保護医療費負担金	3,179	3,363							
	計	114,003	114,187							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(VI-3)									
	施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(VI-3-1)									
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 31年度		
		小規模グループケアの実施	実績値	箇所	943	1,078	1,218	-	-		
			目標値	箇所	-	800	-	-	-	1,870	
		定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 31年度		
		地域小規模児童養護施設の実施	実績値	箇所	269	298	329	-	-		
			目標値	箇所	-	300	-	-	-	390	
	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 31年度			
	里親等委託の実施(委託率)	実績値	%	15.6	16.5	集計中	-	-			
目標値		%	-	16	-	-	-	22			
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対して国がその2分の1を負担するものであり、小規模グループによるケアや地域小規模児童養護施設を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質向上を図るものである。											
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-				
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-				
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-											
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明								
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不適当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置等を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業であるため、国が負担する必要がある。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、また、虐待を受けた児童等の保護に必要な経費であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから重要性が高く、国が実施すべき事業である。								
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度の高い事業である。								
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-									
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無									
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無									
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県が支弁した費用の「1/2」を負担するものであり適正なものである。								
単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	児童等の保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。									
資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県「1/4」、市町村「1/4」)」を負担するものであり、合理的なものである。									

	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な経費を限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成27年度において、当初見込み1,014か所に対して小規模グループケア実施か所数の成果実績が1,218か所であり、ほぼ見込みどおりになっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成27年度の措置児童数が、当初見込み48,060人に対して、実績が43,032人であり、ほぼ見込みどおりになっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	児童保護費等負担金は、社会的養護を必要とする児童等を児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的としている。一方、障害児施設措置・給付は、障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、障害児の福祉の向上を図ることを目的としていることから、適切な役割分担が行われている。	
	所管府省・部局名	事業番号		事業名
	厚生労働省障害保健福祉部	735		障害児施設措置・給付
	-	-		-
	-	-		-
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置等を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業である。</p> <p>予算の執行率は、平成25年度98%、平成26年度96%、平成27年度96%と高い割合で推移しており、また、措置児童数も平成25年度43,856人、平成26年度43,764人と平成27年度43,032人と実績があり、虐待を受けた要保護児童等の心のケア及び社会的自立を今後も行うためにも、平成29年度以降も本事業は必要である。</p>		
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。		

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

通現り状	点検結果も妥当であり、虐待を受けた要保護児童等の心のケアや社会的自立のための必要な事業であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。
------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

備考

本事業については「児童保護費負担金」と「児童保護医療費負担金」の2つの事業があり、その2つについては、要保護児童等を児童入所施設等に入所措置等を行った場合の児童に対する生活費等を支弁するものであることから、中身についても切り分けずに整理した方がよりわかりやすくなるため、1シートにより作成している。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	399	平成23年度	358	平成24年度	306	/
平成25年度	667	平成26年度	671	平成27年度	682	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



